



発行 東京都

目次

113

規則

- 職員に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部制度企画課）…一
- 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…二
- 東京都公報特定調達公告版発行規則の一部を改正する規則……………（財務局経理部総務課）…三
- 東京都公有財産規則の一部を改正する規則……………（財務局財産運用部総合調整課）…四
- 訓令
- 職員の職務発明等に関する規程の一部改正……………（財務局財産運用部総合調整課）…四
- 告示
- 昭和五十一年東京都告示第百五十五号（東京都公報有償頒布規程）の一部改正……………（総務局総務部文書課）…四

規則

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百八十二号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第百七十二号）の一部を

次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削る。

別記様式第二号(表)中「㊦」を削り、「決定年月日・印」を「決定年月日」に改める。

別記様式第三号中

勤務部局	氏名印
職	

を

所 属	氏 名
職	

に、

職員に関する条例第14条第1項及び任命権者が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準別表第号の規定に基づき給与の減額の免除を承認します。	年	月	日	受理
	取 扱 者 等 認 印			
給与担当	課 長	課長(代理)		
	課 長	課長(代理)		
所 属				
職 氏名	㊦			

を

年 月 日	受理
職員の給与に関する条例第14条第1項及び任命権者が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準別表第 号の規定に基づき給与の減額の免除を承認します。	
年 月 日	職 氏名

同様式に備考として次のように加える。

備考 任命権者の承認に当たっては、事前に所属課長及び課長代理並びに給与担当課長及び課長代理が記入内容の確認を行うこと。

別記様式第四号中

月 間 計	時間 分	支給額計(C) 円	時間 分	
			課長 代理	課長 代理
給与減額の基礎となる時間数	①	時間	③	時間
勤務1時間当たりの給料等の額の合計額	②	円	④	円
① × ②	(A)	円	③ × ④	(B)
減額すべき給料等の額の合計額	(A) - (B) + (C)	円		

職員に関する条例第14条に規定する給与の減額に関し、上記のとおり確認します。

年 月 日 職 氏名

を

に

月 間 計	時間 分	支給額計(C) 円	時間 分
給与減額の基礎となる時間数	①	時間	③
勤務1時間当たりの給料等の額の合計額	②	円	④
① × ②	(A)	円	③ × ④
減額すべき給料等の額の合計額	(A) - (B) + (C)	円	

職員に関する条例第14条に規定する給与の減額に関し、上記のとおり確認します。

年 月 日 職 氏名

に

め、同様式中(注)6を(注)7とし、(注)5の次に次のように加える。

6 給与減額の対象となるべき事実、特殊勤務手当の支給の有無及び特殊勤務手当に係る非減額時間数に係る記入内容については、所属課長及び課長代理が確認を行うこと。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の給与に関する条例施行規則別記様式第二号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用する事ができる。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百八十三号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十一年東京都規則第百十六号）の一部を次のように改正する。

この規則は、公布の日から施行する。

東京都公有財産規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十五号

東京都公有財産規則の一部を改正する規則

東京都公有財産規則(昭和三十九年東京都規則第九十三号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び第二号様式中

㉔

を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

●東京都訓令第四十四号

職員の職務発明等に関する規程(平成八年東京都訓令第二号)の一部を次のように改正する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小池 百合子

別記第一号様式及び第二号様式中「㉔」を削る。

別記第三号様式中「㉔」を削る。

別記第四号様式中「㉔」を削る。

別記第五号様式中「

㉔」を「㉔」

」に改める。

別記第六号様式中「㉔」を削る。

別記第七号様式中「

㉔」を「㉔」

」に改める。

別記第八号様式中「㉔」を削る。

告示

●東京都告示第千三百七十三号

東京都公報有償頒布規程(昭和五十一年東京都告示第百五十五号)の一部を次のように改正する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小池 百合子

第二条第四項中「書面により」を削る。

別記様式中「㉔」を削る。

附則

この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都公報有償頒布規程の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行所 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

